

確認要求句「吧」與「ダロウ」的情形一

栗田 岳* 劉 泱伶** 樊 毓***

中文摘要

本文針對於台灣使用的中文「吧」以及日語「ダロウ」中的確認要求句進行考察，具體見解分述如以下三項。

1. 相關研究成果提到，確認要求句的下項分類中，「吧」不存在著「認識共有の確認」以及「認識欠如の是正」兩種類型之例子。然而實際上，其客觀存在確實是我們應當正視並考慮的重要問題。不過其存在亦有條件限制，必須讓命題(*proposition*)之事項與聽者產生連結並將之以言語表達，例如，使之成為第二人稱主語句式。又，因中文裡推測句與確認要求句無外型上之差異，此限制乃為區分兩者而設。
2. 在內容意義上，若無法以言語表達的方式讓命題與聽者產生連結時，確認要求句會以非下降聲調發音，進而可以與推測句作出外型上之區別。
3. 「ダロウ」為表明該句中發話者(*language agent*)之判斷為真時之形式。又，此於推測句及確認要求句中並無差異。

關鍵詞：吧 ダロウ 確認要求文 推量 第二人稱主語 語調

* 第一作者。國立政治大學日本語文學系助理教授

** 第二作者。國立政治大學日本語文學系研究所碩士班

*** 第三作者。京都大學大學院人間・環境學研究科修士課程

Confirmation Requests: *Ba* and *Darou*

KURITA, Gaku* LIU, Yang-Ling** Fan, Yu***

Abstract

In this study, we examine confirmation requests including sentences ended with *ba* in Taiwanese Mandarin and sentences ended with *darou* in Japanese. According to the observation, the conclusion is summarized as below:

First, from the previous study, sentences with *ba* are not used “to confirm shared understanding” nor “to modify the other’s lack of recognition”, which are features of confirmation request’s two subcategories. Yet we argue that these two usages actually exist, but need to be verbalized, for example, with second-person subjects, to make the proposition relate to the hearer. By doing so, they can be distinguished from inferential expressions which show no difference in form.

When it is impossible to verbalize as proposition related to the hearer in their semantic content, confirmation requests of *ba* will be performed in a non-falling intonation, in order to distinguish themselves from inferential expressions. While *darou* is the form which functions to express that the language agent’s judgement is correct, and it is shared both in inferential expressions and confirmation requests.

Keyword: *ba*, *darou*, confirmation requests, inference, second-person subject, intonation

* First author. Assistant Professor, Department of Japanese, National Chengchi University.

** Second author. Graduate student, Department of Japanese, National Chengchi University.

*** Third author. Graduate student, Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University.

確認要求文 -吧とダロウの場合-

栗田 岳* 劉 泱伶** 樊 毓***

要旨

本稿では、台湾における吧と日本語ダロウの確認要求文について考察を行い、具体的には、以下三つのことを主張する。

1. 確認要求文に設けられる下位区分のうち、吧には、「認識共有の確認」及び「認識欠如の是正」に属する例が存在しないとの指摘も見られるが、実際には、それらは存在すると考えるべきである。ただし、そこには、二人称主語文化するなど、命題を「言語主体よりも聞き手に関わりの深い事柄」として言語化する必要がある。それは、外形的に差異のない、推量文と確認要求文との棲み分けを実現させるためである。
2. 意味内容上、命題が「言語主体よりも聞き手に関わりの深い事柄」として言語化できない場合、その確認要求文は非下降イントネーションで発話され、外形的に推量文との区別が設けられる。
3. ダロウは、その文に示された言語主体の判断が正しいものである旨、表明する機能を持つ形式である。そのことは、推量文でも確認要求文でも変わるところがない。

キーワード：吧 ダロウ 確認要求文 推量 二人称主語 イントネーション

* 第一著者。国立政治大學日本語文學系助理教授

** 第二著者。国立政治大學日本語文學系研究所碩士班

*** 第三著者。京都大学大学院人間・環境学研究科博士前期課程

確認要求文 - 吧とダロウの場合 -

栗田 岳 劉 泐伶 樊 毓

1. 確認要求文

確認要求文とは、言語主体自身は「～である」と考えているのであるが、その判断に関わって、何らかに不確実な部分が残されてもいるため、それを確実にすべく、聞き手に確認を求める文のことを言う。本稿は、台湾における吧と日本語ダロウに関して、その確認要求文の性格を考察する試みである¹。既に指摘されているように、確認要求文を構成する形式には、他にもジャーナイカ、ヨネ等がある²。そんな中、ここで吧とダロウが考察対象として選ばれたのは、これらが推量の用法を有してもいるという理由による。両形式における、確認要求用法と推量用法との共存の在り方を記述することも、本稿の目的とするところである。

吧とダロウの確認要求文を対照させた研究は、既にいくつか見られるが、そこには問題点も残されているようだ。たとえば呉紅哲(2002)、張恵芳(2008)には、ダロウとノダロウの区別なく中国語と対照させるという傾向が窺える。しかし、大鹿薫久(1993)が指摘するように、ダロウとノダロウの推量の在り方ははっきりと異なっている。確認要求文の考察にあたっては、両者の差異に自覚的でなければ、誤った結論を導きかねないであろう。よって、本稿の範囲では、まずダロウについて明らかにすることとし、ノダロウに関しては後考を期したい。次いで、先行研究には、吧の確認要求文に観察される構文的特徴（二人称主語文化）、及び、外形的特徴（非下降イントネーションでの発話）への分析に行き届いていない部分がある。前者については、黄琬婷(2011)に一部、言及が見られるが、二人称主

¹ 本稿はダロウとデショウを区別なく扱い、ダロウと総称する。

² 宮崎和人(1993)、同(1996)、蓮沼昭子(1995)など。

語文化という現象が生ずる所以について、十分な考察がなされているわけではない。かかる構文的、外形的特徴に関する分析が本稿の主要な論点となる。

具体的な検討を始めるにあたって、まず、ダロウの確認要求文に設けられる類型を示しておくことにする。蓮沼昭子(1995)、三宅知宏(2010)等の先行研究においては、ダロウの確認要求文は三つの類型に分類するとされている。本稿も、当面そうした三区分を踏襲するものであるが、各類型の内実については、実例の意味するところに即した、より端的な概念規定を試みたいと思う。以下、本稿のアレンジを加えた三つの類型【A. 命題確認】【B. 認識共有の確認】【C. 認識欠如の是正】について具体的に述べていく。

A. 命題確認

言語主体は、命題が真であるとは思っているが、実際に真だと知っているわけではなく、命題が真であることの確認を聞き手に求めるものである。言語主体にとって、命題自体の真偽が確定しているわけではないため、そこには推量的な意味合いも認めうる。

(1) 郭くんはもう日本の暮らしに慣れたでしょう³。

(言語主体は台湾におり、日本での「郭くん」の様子を知る聞き手に電話して尋ねるという状況)

B. 認識共有の確認

言語主体は命題が真であると思ひ、何か特別な条件でもつけぬ限りは、実際にも真と言っていると考えている。この認識は聞き手も共有するものと見なしているため、両者の間で認識が共有されている

³ 本稿の挙げる例文は、基本的にすべてが作例である(ただし、先行研究に言及する際、そこに示されていた例文を用いることはある)。なお、日本語の適格性は第一著者が判断し、中国語の場合は第二著者と第三著者の合議において判断した。また、それら適格性判断に関して、日本語については、星野佳之氏(ノートルダム清心女子大学准教授)、中国語については、呉伯韜氏、陳佳筠氏(国立政治大学日本語文学科研究所碩士班)のチェックを受け、同意を頂いている。

旨を顕在化させようとするものである。主として、聞き手に伝達したいことの前提をなす発話となる。

(2) あそこに赤い屋根があるでしょう。その隣が私の家です。

(言語主体と聞き手は共に歩いており、言語主体が視界に入った「赤い屋根」を指さしながら聞き手に述べるという状況)

C. 認識欠如の是正

言語主体は命題が真であると思い、何か特別な条件でもつけぬ限りは、実際にも真と言っていると考えている。そうした認識は、聞き手とも共有されているはずなのであるが、聞き手の方に、必ずしもそうとは言い切れぬ様子が見出されたため、その是正を求めるものである。それゆえ、基本的には、聞き手に対する咎めだてのニュアンスを漂わせる傾向にある。

(3) 何度も言っただらう。

(聞き手が言語主体に対して「そんなことは初めて聞いた」と責任逃れをするので、言語主体がそれに反駁するという状況)

このような確認要求文の下位分類に関わって注目されるのは、井上優(2016)における言及である。井上優(2016)には、吧の確認要求文がAに限られるという主旨の指摘が見られる。本当にAのみなのかという点をはじめとして、この井上優(2016)における議論を押さえておくことは、本稿にとって有益であると考えられる。それを次節でしてみたい。

2. 井上優(2016)をめぐって

井上優(2016)は、吧の確認要求文について、次に引くような言及をしている。

「Pであるはずだ/Pであってほしい」という信念を持つ話し手が自らの信念の確かさをより強化したい(現実にもPであることを確認したい)として、現実にはどうであるかを聞き手に確

認する文である。(P232～P233)

現実に関する情報提供を求めるだけの吧には「推量確認」の用法しかない。(P237)

引用中の「推量確認」とは、概ね本稿の言う A に相当する。したがって、この井上優(2016)の理解によると、吧の確認要求文には B と C が存在しないことになる。たしかに、B の例である先掲(2)を中国語に直訳した(2a)は、確認要求文としては不適格であろう。

(2a) * 那裡有個紅色屋頂吧。那旁邊是我家。

しかしながら、次の(2b)の場合は適格かと思われる。

(2b) 你看得到那裡有個紅色屋頂吧。那旁邊是我家。

(あなたには、あそこに赤い屋根があるのが見えるでしょう)

(2b) は「あなたも、たぶん、あそこに赤い屋根があるのが見えるんじゃないでしょうか?」といった、推量的な含みを有する文として、ここに示したのではない。ここでの言語主体は、[あそこに赤い屋根が見えること]は、聞き手との共有認識だと考えている。(2b)の発話は、その上でなされたものなのであって、文の意味するところとしては B の確認要求文なのである。

一方、C に属する先掲(3)を中国語に置き換えると、次に引く(3a)のようになる。

(3a) 我說過很多次了吧。

(3a)は、「私は、あなたに何度も言ったと思うのですが、それは間違っていないですよ?」ということを問うものとして挙例されているのではない。この(3a)からは、聞き手を咎めるニュアンスが看取されるのであって、その点で(3)と変わるところがないのである。したがって、吧の確認要求文にも、C の類型が存在すると考えるべきであろう。

ここまで本稿は、吧の確認要求文は A に限られるという見解に対し、意味内容上、B 及び C と解釈される例の存することを述べた。それら吧における B と C については、今後、詳細に検討されなければなるまい。さらに、それに加えて、井上優(2016)の主張には、A

に関する部分にも問題が残されているようだ。

井上優(2016)の述べるところによれば、自身が交通事故を起こした現場で、その相手の安否を気遣う文として、中国語の(4)を発話することは可能だが、日本語の(5)は不適格である。本稿も、この適格性判断自体については、そのとおりであると思う。

(4) 你没事吧。

(5) *大丈夫でしょう。

こうした(4)と(5)の差異は、井上優(2016)では次のように説明されている。吧とダロウの確認要求文は、共に[話し手の信念世界]において、Pと信じられていることを言語化するものである。しかし、[現実世界に対する判断]という点に関しては、両者に相違が見られる。吧は、現実にはPとは判断できない場合と、現実にはPと判断される場合の双方において言語化可能なのであるが、ダロウが使用されるのは、現実にはPと判断される場合に限られる。これを表にまとめておこう。

話し手の信念世界	現実世界に対する判断	ダロウ	吧
Pと 信じる	現実にはPかどうか判断できない	×	○
	現実にはPだと判断される	○	○

先の(4)(5)は、現実にはPかどうか(=聞き手が大丈夫かどうか)判断できない状況での発話である。したがって、吧が使用されることはあっても、ダロウは不適格になるというのである。

しかし、この見解に関しては、次に示す(5a)の如き文に注意すべきであろう。

(5a) うちの人、大丈夫でしょう。

夫の緊急入院先に駆け付けた妻が、医師に対して、夫の無事を信じたい一心で発話したのであれば、これは適格な確認要求文となる(いささか教養がなさそうな印象はあるかもしれない)。このように、文の適格性という点において(5a)と(5)は分たれる。けれども、それらが、現実にはPかどうか判断できない状況での発話であることは、双

方に共通している。そうである以上、(5)の不適合さは、それが、現実には P かどうか判断できない状況下の発話であることによるものとは考えられまい。では、(5)が不適合となるのは、ダロウのいかなる性格に由来しているのだろうか。

A については、さらにもう一点、押さえておくべきことがあるかと思われる。

(6) 果然下雨了吧。

(以前、言語主体と聞き手の間には、雨が降るか否かに関する見解の相違があったのだが、言語主体の主張どおり雨が降り、その確認を聞き手に求めるという状況)

井上優(2016)の枠組においては、この(6)も、当然 A に配され、「事実を理解した聞き手に対して、念押し的に確認をおこなう」ものという注記がなされている。こうした理解をめぐっては、後に改めて論ずることとし、ひとまず措く。けれども、ここで注意しておかなければならないのは、イントネーションの問題である。即ち、この(6)は、今までに示してきた吧の確認要求文とはイントネーションが異なる。これまでの諸例は、みな下降イントネーションで発話されるのに対し、(6)のそれは非下降となるのである。この違いはどう解釈されるべきであろうか。しかし、井上優(2016)においては、それに関する言及が見られないのだった。

ここまで本節では、井上優(2016)への検討を通して、三つの論点を確認した。

- ① 吧の確認要求文にも、類型 B 及び C の例は存するが、それらにはどのような性格が認められるのか。
- ② (5)を不適合とするダロウの確認要求文の性格とは、いかなるものか。
- ③ 吧の確認要求文における、下降イントネーションと非下降イントネーションの別は何に基づくのか。

次節以降、この論点に沿って考察を進めていく。

3. 二人称主語の問題

既述の如く、吧の確認要求文にも、その意味内容上、【B. 認識共有の確認】及び【C. 認識欠如の是正】に該当する例は存在する。前節に挙げた論点の①にまとめたとおり、それらは、いかなる性格を有するのであろうか。本節ではその検討を行う。

まず B から見ていこう。

(2) あそこに赤い屋根があるでしょう。その隣が私の家です。

(2a) * 那裡有個紅色屋頂吧。那旁邊是我家。

(2b) 你看得到那裡有個紅色屋頂吧。那旁邊是我家。

前節でも触れたように、(2)を直訳した(2a)は確認要求文として不適格であるが、(2b)は適格となる。では、(2b)を確認要求文たらしめたものとは何か。一瞥して了解されたとおり、(2b)は「你看得到～」という二人称主語の文になっていて、この二人称主語文化ということが、確認要求文としての存立に関係しているかのようである。けれども、次の(7)の場合は多少、様相が異なる。

(7) 四年生に周くんって人がいたでしょう。昨日、偶然、駅で会って話しました。

(言語主体が聞き手に対して、共通の知人と想定される「周くん」に昨日、偶然会って話したことを告げるという状況)

(7a) 四年級裡有個周同學吧。我昨天恰巧在車站遇到他聊了一下。

(7b) 你記得四年級裡有個周同學吧。我昨天恰巧在車站遇到他聊了一下。

(7)の直訳である(7a)は、二人称主語の文とした(7b)に比べると、たしかに許容度は下がるのだが、不適格というほどではなく、その点、(2a)とは異なるのである。

かかる二人称主語文化をめぐる差異は、吧という一つの語に推量と確認要求という用法が共存する、その在り方に由来するものだと考えられる。吧においては、一部、例外は存するものの、推量文と確認要求文との間に外形的な区別がない。即ち、吧の確認要求文は、先に触れた(6)などを除けば、推量文の場合と同じように、下降イン

トネーションで発話される。そして、先に確認要求文として不適格になると述べた非二人称主語の(2a)は、そのままだと推量の解釈を受けることになるがゆえに、確認要求文たりえないのであった。これを逆に述べれば、(2b)のように二人称主語文化すると、推量の解釈が抑制され、確認要求文として存立可能になる（場合がある）ということで、そこがダロウとの大きな違いだと言えよう。ダロウは、推量文と確認要求文とがイントネーションによって区別されるから⁴、確認要求文にするために推量の解釈を抑制させる必要はない。「あそこに赤い屋根があるでしょう / あなたにもあそこに赤い屋根が見えるでしょう」のどちらであれ、問題なく確認要求文となるわけであった。では、吧において、二人称主語文化が、時に確認要求文としての成立に結びつくのはなぜか。

ここで、実際に推量文が発話される状況について考えてみよう。たとえば言語主体が、聞き手に関して「(聞き手は) 来月も日本に帰るだろう」と推量判断していても、聞き手の前で「あなたは来月も日本に帰るでしょう / 你下個月也會回日本吧」と述べたとすれば、それは不自然である。ここで、文の発話される時点において、言語主体が、言語主体 / 聞き手間には命題への関わりの深さに差異があると把握しているのか、或いは、差異はないと把握しているのか、という観点を導入しよう。たとえば、先の[あなたが来月も日本に帰ること]とは聞き手の予定だから、言語主体は、当然、聞き手のほうがその命題への関わりが深いと把握している。こうした、命題（情報）に対する言語主体 / 聞き手間での関わりの深さの差異と言語現象との相関については、神尾昭雄(1990)、金水敏(1991)など、既に多くの論が見られる。また、その差異を測る細かな設定が用意されてもいる。ただし、本稿の考察対象に関する限りは、言語主体と聞き手のどちらにより関わるのか、もしくは、どちらかに関わるという

⁴ ダロウの確認要求文は基本的に上昇イントネーションで発話される。ただし、言語主体の情意等の条件によって、そこに変化が生ずることもあり、その具体的な様相については、一層の検討が必要であろう。

わけではないのか、といったシンプルな道具立てで過不足ないよう
で、以下、それらを等号と不等号によって表そう。[あなたが来月も
日本に帰ること]のように、聞き手のほうに関わりの深い命題であれ
ば[言語主体<聞き手]、逆に、聞き手ではなく言語主体の方なら[言
語主体>聞き手]となる。一方、言語主体と聞き手二人の前に目玉焼
きがあって、それが半熟であることが見て取れるような場合は、命
題[この目玉焼きが半熟であること]への関わりの深さが、言語主体
/ 聞き手間では異なっているようには思われぬ。つまり[言語主体＝
聞き手]である。ただし、ここで注意を要するのは、事柄それ自体は
両者に等しく与えられていても、それが、特に聞き手の知覚や認識
上に存する事柄として言語化されるケースがあるということだ。そ
のような場合、命題は[言語主体<聞き手]として処理されることにな
るのだが、これについては後で触れる。

ここで先の推量文「あなたは来月も日本に帰るでしょう / 你下個
月也會回日本吧」に戻ろう。既述の如く、この文は[言語主体<聞き
手]という環境下にある。そんなとき、言語主体が聞き手を前にして
「あなたは来月も日本に帰るでしょう / 你下個月也會回日本吧」と
自身の判断を開陳するのは越権的であろう⁵。このような際には、基
本的に疑問文等を用いて聞き手に尋ねることが求められ、推量（や
断定）の発話は抑制されるのである⁶。そして、本稿は、吧の確認要
求文が、この[言語主体<聞き手]という、推量文の出現を抑制する
環境に現れる文なのだ考える。先述したとおり、吧の確認要求文
は、外形的に推量文と全同であった。しかし、確認要求文は[言語主
体<聞き手]という環境を自身の場所とすることによって、推量文と
の棲み分けを実現させているのである。このことは【A. 命題確認】
において端的であるので、先掲(1)に対応する中国語文の(1a)を例と

⁵ 同様の指摘は、既に宮崎和人(2004)においても見られる。

⁶ ただし、「まあ、あなたはホラー映画なんか見ないでしょうね」の如きは適格かと思われる。この発話には[言語主体による聞き手の性質規定]という側面が存するが、そんな発話を可能とする局面においては、聞き手に属する事項への推量判断を慎む必要もないのである。

して示す。

(1a) 郭同學已經習慣在日本的生活了吧。

ここで言語主体は、[郭くんが日本の暮らしに慣れたこと]という命題が実際に真であるかどうかわからず、「郭くん」の日本での生活について知っているはずの聞き手に、その確認を求める。そうである以上、言語主体の想定する聞き手とは、自身よりもその命題の真偽に通じた人物ということになるだろう。つまり、ここには[言語主体<聞き手]という環境が認められる。かかる[言語主体<聞き手]という環境ゆえに、(1a)は確認要求文として成立するのだった。

翻って、先掲(2)に対応する中国語文の場合、二人称主語文ではない(2a)の命題は[あそこに赤い屋根があること]である。これは囁目の事柄だから[言語主体=聞き手]ということになる。先に述べたとおり、この環境では吧が確認要求文を構成しえず、そのため、(2a)は確認要求文として不適格である。一方、(2b)のような二人称主語文の場合は、聞き手の動作が言語化されるわけであるから、[言語主体<聞き手]という体制が文構造上、整えられている。つまりは、推量文の発話を抑制する環境が出来上がっている。ゆえに(2b)は、推量の解釈を受けることがなく、確認要求文たりうるのである。

ところが、先の(7a)の場合は、二人称主語文ではなくとも、(2a)に比して許容度は高く、不適格というほどではなかった。これは、視覚と知識というものの間に見出される性質の異なりに由来しているだろう。まず、(2a)の場合、[あそこに赤い屋根があること]という命題は、先述のとおり眼前の景であるから、あえて何か特別な条件でも設定しない限り、言語主体と聞き手の双方に等しく与えられている。たしかに、厳密なことを言えば、自分に見えているそれが、他者にも同様に見えているかどうかは、人間にとって知りえないことに属する。しかし、普通、言語運用者たる我々は、私にはあの赤い屋根が見えているが、この人も同じであるとは限らないなどとは考えずに暮らしている。即ち、言語という問題の範囲では、(2a)は、やはり[言語主体=聞き手]なのであって、[言語主体<聞き手]の環

境にはない。それゆえ(2a)は確認要求文とならないのである。

それに対して(7a)の[四年生に周くんという人がいたこと]という命題は、言語主体、或いは、聞き手の知識として存する事柄である。言語主体にとって、その命題が自身の知識の中にあることは疑いがない。しかし、聞き手の知識にそれが存在するか否かは、一義的には直接知ることができない。この人もきっと知っているだろう、とは考えていても（つまりは[言語主体＝聞き手]と把握していても）、それと同時に、知識が個人差によって左右されるものであることも、我々は基本的に弁えている。そこが視覚の場合との相違点だと言えよう。したがって、命題が聞き手の知識上に存する事柄とされているとき、それは[言語主体<聞き手]という環境に置かれているという解釈を可能にする。こうした(7a)の、二人称主語文の場合ほど明白ではないが、ひとまず[言語主体<聞き手]と言えはするという性格が、確認要求文として不適格ではないけれど、(7b)よりは許容度が低いという結果をもたらすのだった。

ここまで、吧の確認要求文は[言語主体<聞き手]という環境に出現するものであることを論じた。さらに、**B**に属する諸例にあっては、命題が[言語主体<聞き手]と言い難い場合が存し、その際は二人称主語文化によって、[言語主体<聞き手]という環境が整えられることを確認した。このような事情は、**C**においても観察されるのであろうか。

(3a) 我說過很多遍了吧。

(9) 原宿到處都是觀光客吧。

（言語主体が東京にいる間に原宿に行かなかったことを、聞き手が訝しむので、その聞き手に対して反論するという状況）

(10) 你也知道這裡面的蛋黃還沒熟吧。

（言語主体が目玉焼きに箸をつけず、その理由を聞き手に問われて返答するという状況）

再掲の(3a)も含めて、**C**に属する例を示した。見られるように、(3a)と(9)は、二人称主語文ではなくとも確認要求文として成り立ってい

る。しかし(10)はそうではなく、非二人称主語文に変化させた次の(10a)は、確認要求文としては不適格となる。

(10a) * 裡面的蛋黃還沒熟吧。

まず(3a)と(9)における命題〔言語主体が聞き手にその件について〕何度も言ったこと〕及び〔原宿は観光客だらけであること〕は、言語主体にとって、聞き手が認識しているはずの事柄である。それらは、個人的な記憶(例3a)や一般常識(例9)として、聞き手の知識上に存在していて然るべきなのである。しかし、聞き手からは、その認識を欠いた発言(「そんなことは初めて聞いた」「せっかく東京にいたのに、なんで原宿に行かなかったの?」)がなされ、そのために、言語主体が聞き手を咎めるような状況が発生している。そして、Bの例に関わって既に述べたとおり、聞き手の知識上に存する事柄の場合は、それが二人称主語文ではなくとも、〔言語主体<聞き手〕という環境にあると見なしうる。そうであるからこそ、(3a)と(9)は、そのままでも確認要求文となりうるのである。ただし、行論上、むろんのことだが、次に示すように二人称主語文化した場合でも、それらは適格な確認要求文をなす。

(3b) 你知道我說過很多遍了吧。

(9a) 你知道原宿到處都是觀光客吧。

しかしながら、ここで注意されるのは許容度の問題であろう。既述のとおり、Bにおいては、二人称主語文の(7b)の方が、そうではない(7a)よりも許容度が高かった。けれどもCの場合は、二人称主語の(3b)(9a)の方が、より整った文という印象はあるものの、そこに許容度の高低があるようには感じられない。思うに、Cとは聞き手への咎めだての表現である。(3a)や(9)は、二人称主語を持たない分、コンパクトな体制にあって、より端的な非難表現たりうるという面がある。そうした非難表現としての相応しさゆえに、二人称主語文との比較の問題で許容度が下がるという現象を生じさせなかったのではないか。

一方、(10)(10a)の場合は、言語主体が半熟卵を好まないために、

その目玉焼きを食べないという状況にある。つまり、この文脈において、命題[黄身が半熟であること]は[言語主体が半熟を好まない]という情報を織り込んで出来上がっている。即ち、実際の命題は[黄身が(言語主体の好まない)半熟であること]なのである。こうした内容上、その命題は言語主体に[言語主体>聞き手]と把握されていよう。たしかに、かかる発話がなされた以上、聞き手も言語主体が半熟を好まないことを知っているはずである。とすると、それは聞き手の知識上に存する事柄ということになるから、(10)(10a)は[言語主体<聞き手]の環境にあると言えそうでもある。けれども、そのような聞き手の知識上に存する事柄云々以前の問題として、命題の内容そのものが[言語主体>聞き手]という性格を有するのである。そうであるからこそ、非二人称主語文の(10a)は、適格な確認要求文とはなりえないのだった。

以上、検討してきたとおり、Cの確認要求文も、[言語主体<聞き手]という環境を出現の要件としており、命題自体でそれが満たされない場合は、二人称主語文にすることによって[言語主体<聞き手]という環境を整えていた。その点、CもBと変わるところがない。そして、このときに想起されるのが、吧の確認要求文には【A. 命題確認】しか存在しないという、井上優(2016)の見解であろう。

BとCが[言語主体<聞き手]という要件を満たすということは、B、Cの確認要求文の命題は、その真偽が、言語化時点の言語主体にとって、直接知りえないものになっているということである。つまり、B、Cは、命題が聞き手の視覚上、知識上に存する事柄であるという体裁をとる。このように他者の視覚、知識に関わる命題は、結局のところ、言語主体が独自にその真偽を知ることはできない。とすると、これらB、Cの確認要求文は、Aと同じものと見なされるであろう。Aとは、言語主体の知るところではない命題の真偽を、聞き手に確認するタイプであったのだから。そういった意味においては、吧の確認要求文には、Aに限定される、という指摘を

受けるような素地がある⁷。しかし、次のように述べた方が正確であろう。吧の確認要求文は、推量文との棲み分け上、[言語主体<聞き手]という環境に置かれなければならない。その結果、文の意味機能としては B、C にほかならぬ諸例も、文の体裁としては A と一致することにもなるのである。

4. ダロウとその確認要求文

本節では、第二節に示した論点の②に沿って、ダロウの確認要求文を考察する。具体的には、第二節でも言及した吧との差異、即ち、吧の(4)は適格であるのに対し、ダロウの(5)が不適格となる理由を検討する。

(4) 你沒事吧。

(5) *大丈夫でしょう。

まずは、いったん確認要求文を離れて、ダロウという語の全体的な性格を考えておきたい。ダロウによって構成される事態は、間接的な認識の結果ではあるが、言語主体において確かなものとされている旨、指摘したのは奥田靖雄(1984)であった。それをふまえた大鹿薫久(1993)は、ダロウの文の言語主体は、そこに言語化された事態を事実と言明しており、ただし、その事態は言語主体の意識に直接与えられたものではないと述べている。そのことを裏付ける言語現象として挙げられるのが【事態の存否を問う疑問文】を作るか否かであった。事態の存否とは、現実世界にその事態が生じる（生じている / 生じた）かどうかを言う。ある言語形式が事態の存否を言明するものである場合、その形式は【事態の存否を問う疑問文】が作れるようにできている。我々は、常に自分一人で事態の存否を判断できるわけではなく、他者に問う必要も生じるからである。そして、ダロウはこうした【事態の存否を問う疑問文】を作る形式とされている。たとえば、疑問文「明日、雨が降るだろうか？」であれ

⁷ 井上優(2016)の見解が、そのような意味でのものであると述べているのではない。

ば、[明日、雨が降ること]という事態の存否が問われていると解釈されるわけだ。以下、こうしたダロウの疑問文を分析することによって、上述の理解が妥当であるかどうか確認し、それを通して、ダロウという語の性格を考えていきたい⁸。

(9) 答えは3でしょうか。

(9a) 答えは3ですか。

ダロウを持つ疑問文(=ダロウ疑問文)と、そうではない疑問文(=非ダロウ疑問文)を対照した。いずれも言語主体たる学生が教師に質問するという状況である。これら(9)と(9a)の差異に関して注意されるのが、たとえば瓜生佳代(2003)に見られる、推量形を用いることによって聞き手に対する丁寧さが示される、といった見解である。たしかに、ダロウ疑問文を用いると、より丁寧な印象が生まれるのは大方の認めるところであろう。けれども、より丁寧にしたければ、いつでもダロウ疑問文が使えるというわけではない。次の(10)を、聞き手の予定をより丁寧に問う意図のもと発話したとすれば、それは不適格と(あるいは相当、許容度が低く)なる。

(10) 明日、学校に行くでしょうか。

非ダロウ疑問文を用いた「明日、学校に行きますか」等のほうが、よほど自然なのである。また、次のダロウ疑問文と非ダロウ疑問文にも使用状況の異なりが見て取れる。

(11) あの子、寝たでしょうか。

(11a) あの子、寝ましたか。

特別な事情があるわけでもなく、ちょっと子ども部屋の様子を見に行った姑が戻ってきたとする(状況 X)。そのとき、より自然な発話となるのは(11a)のほうであろう。ここで(11)を用いると、何か大仰な口ぶりに感じられる。逆に、もう少し重大な局面、たとえば子ども

⁸ 疑問文と確認要求文との差異を端的にまとめておこなうならば、疑問文は【[命題への疑い]を有しつつ、[問いかけ]性は必須としないもの】、確認要求文は【[命題への疑い]を有さず(=真だと思っている)、[問いかけ]性が必須であるもの】ということになるだろう。むろん、修辭的に疑問文の体裁をとるものなどの場合はこの限りでない。

もが入院しており、病状が落ち着いてちゃんと寝たかどうか、電話で問い合わせるような場合（状況 Y）は、(11)も十分に自然となる。ただし、この状況 Y においては、(11a)も発話可能ではあろう。

こうした適格性の相違は、状況 X と状況 Y とでは、判断の正しさを問うことの適否が異なることに由来している。状況 X における子ども部屋の確認とは、別に深い理由があるわけでもない、ルーティン的なものであった。言語主体は、様子を見に行った姑に、ただ[あの子が寝たこと]という事態が存していたかどうかを問えば足りる。それに対して、状況 Y の場合、言語主体は、一つの判断を前提として立てて、その当否を知りたいと思っている。即ち、[(病状が落ち着いて)あの子が寝たこと]を希望する言語主体は、それが正しい判断であるかどうかを知りたいのである。もちろん、この前提とされる判断は期待に限られるものではない。たとえば次の(12)はむしろ危惧であろう。

(12) あの子、痛がっているでしょうか。

以上より、状況 X は【事態の存否を問うことが自然な局面】であり、状況 Y は【判断の当否を問うことが可能な局面】だと言える。非ダロウ疑問文は状況 X に対応し、状況 Y にも出現は可能である。これは、非ダロウ疑問文は事態の存否を問うという性格を有するが、状況 Y においても事態の存否を問うことはできるからであろう。一方、ダロウ疑問文は状況 Y には対応するが、状況 X での言語化には適さない。ダロウ疑問文は、判断の当否を問うことはできても、事態の存否は問えないということかと思われる。即ち、ダロウ疑問文とは【事態の存否を問うもの】ではなく、【文に示された判断の当否を問うもの】なのだと考えられよう。

ただし、非ダロウ疑問文とて【文に示された判断の当否を問うもの】と言ってしまうことはない。結局のところ、文とは判断であり、疑問文とは判断の当否を問うていようからである。しかし、ダロウ疑問文に見出された上述の性格は、そうした、文とはすべて判断である、疑問文はすべて判断の当否を問うている等の大きな話に、

最終的に回収されていくようなものではない。ダロウ疑問文は、その形式が担う意味として、文に示された判断の当否を問うのである。積極的に、私がここに示した判断は正しいのか？という疑問を展開していく文なのであった。

そして、このように考えてみると、(9a)よりも(9)のほうが丁寧な印象を与える理由も明らかとなるだろう。つまり、(9)は[答が3であること]という事柄そのものではなく、言語主体の立てた[答が3である]という判断の当否を問うている。その結果、聞き手は、言語主体の判断の正しさを裁定する立場、つまりは、言語主体より優位な立場に置かれる格好となる。よって、聞き手を尊重するような、丁寧な印象が生じてくるのだ。また、(10)が聞き手の予定を問う文として不自然なもの、ダロウ疑問文が、言語主体の判断の正しさを問うからであろう。(10)の命題[明日、学校に行くこと]には[言語主体<聞き手]という性格がある。ゆえに、本来、言語主体は、聞き手がそれを生起させるかどうか問うだけの立場にある。既述の如く、[言語主体<聞き手]という環境で、言語主体が自らの判断を展開し、その正しさを聞き手に問うなど越権的なのである。したがって(10)は、聞き手の予定を問う文としては不自然になるのだった。

ここまでに検討してきた諸例は、言語主体が自身の判断の当否を聞き手に問うという性格が直截に現れたもので、本稿は、これがダロウ疑問文の典型的なタイプであると考えられる。しかし、それらとは若干、様相を異にする、周縁的なダロウ疑問文も見られるため、その例を以下に示しておく。

(13) 週に一回くらいは行くでしょうか。

(聞き手からスポーツジムに通う頻度を問われ、言語主体がそれに回答するという状況)

(14) え、来るでしょうか。

(聞き手から「そのうち連絡が来るよ」と言われて、言語主体がそれに問い返すという状況)

(15) この後、彼は真実を伝えたでしょうか。

(言語主体はクイズ番組の司会者であり、回答者に対して、VTRに登場していた人物が、その後、どう行動するかを問うという状況)

(13)は、聞き手からの「週に何回スポーツジムに行くか」という問いを受け、言語主体が詳らかではない点を自問するかの口ぶりである。ここで「行く」という述語部分、換言すれば判断の根幹部分は、既に言語主体自身の判断として受け容れられている。その一方で、細部に不明な点が残されており、だから、言語主体は判断全体の正しさを決しえない状態にある。よって、判断の正しさについての疑問めいた発言を（聞き手に向けられたものではないが）することとなるのである。続く(14)の[(連絡が)来る]という判断は、もともと聞き手から提示されたもので、言語主体はその判断の正しさに疑義を抱いている。そこで、聞き手由来の判断を再び言語化し、聞き手に対し、その判断の正しさに関して問い返すわけである。また、(15)などのクイズ的な疑問文の場合、正答を知っているのは、むしろ疑問文の言語主体の方であって、その点、通常の問題文とは逆になっている。正答を知る言語主体が、正答を知らない（であろう）聞き手に回答を求めるという局面なのだから、その聞き手に[この後、彼が真実を伝えたこと]という事態そのものの存否を問うても無意味である。ここで「この後、彼は真実を伝えましたか？」という非ダロウ疑問文が不自然になるのはそのためであろう。この状況で聞き手に対して疑問しうるのは、[この後、彼が真実を伝えた]という判断を、聞き手が正しいものとするか否かでしかないのだった。なお、このようなクイズ的状况において、「彼はいつ真実を伝えたでしょうか？」というダロウの不定疑問文は適格であるが、非ダロウによる「彼はいつ真実を伝えましたか？」は不適格となる。その点、これら不定疑問文の適格性も、(15)のような真偽疑問文の場合と一致している。これは、真偽疑問文において認められたダロウの性格が、不定疑問文でも基本的に変わりのないことを物語るだろう。こうした真偽疑問文と不定疑問文の本質的な相関については、本稿の

直接の課題ではなく、機会を改めたいと思う。

以上、周縁的な例に当たる(13)(14)(15)も含めて、ダロウ疑問文は、その文に示された判断の正しさを疑問するものであると考えられた。これを肯定文に敷衍すれば、肯定文におけるダロウは【そこに示された判断が正しいものである旨、表明する機能を担う形式】ということになるだろう。しかし、そのような形式であるはずのダロウは、実際、ほぼ推量の形式と化している。それはどうしてか。たとえば、待っていたバスが視界に入って、「あ、バスが来た」と述べる場合は、通常の間主観的な判断である。したがって、そこで一個人が、この文に示した判断は正しいなどと表明するのは奇妙であろう。そのような表明は、文に示された判断に一定のオリジナリティが存する場合においてのみ自然となる。つまりは、言語主体と同じようには判断しない人がいてもおかしくはない状況である。そうした判断は【言語主体に個的な判断】と呼ぶことができようが、推量判断とはまさしくそれなのである。だからこそ、そこに示された判断が正しいものである旨、表明する機能を持つダロウの文は、言語主体の推量を意味する結果となるのだった⁹。

そして、ダロウに見出される上述の性格は、確認要求用法の場合でも変わるところがない。推量と確認要求という外見に差異はあれ、両者は、文に示された判断が正しいものであることを表明するという、ダロウの本質的な性格を持つ点において等しいのである¹⁰。まず、第二節に示したダロウの確認要求文を再掲しよう。

(5) *大丈夫でしょう。

(5a) うちの人、大丈夫でしょう。

既述の如く、自身が起こした交通事故の相手を気遣う（つまりは、

⁹ このようなダロウの性格は、栗田岳(2019)において述べた、古代語ムムの性格に共通する部分がある。ムからダロウへの変遷については機会を改めたい。

¹⁰ 三宅知宏(2010)は、[命題を想像の世界において認識することを表す]という[スキーマ]において、ダロウの推量用法と確認要求用法が統一的に解される旨、指摘している。ただし、この理解が、たとえば例文(5)の不適合性の理由を説明しうるものであるのかどうかは定かでない。

その相手が聞き手となる) 文の(5)は確認要求文として不適格となるが、夫の無事を願って医師に発話する(5a)は適格である。この現象は本稿の立場からは次のように説明される。

本稿の考えるダロウは、そこに示された判断が正しいものである旨、表明する文を作る形式であり、確認要求文に現れた場合でも、そのことに変わりはない。とすると、(5)の言語主体は、事故を起こした相手を聞き手として、[あなたは大丈夫だ、という私の判断は正しい]と表明し、その確認を求めていることになる。即ち、その文には聞き手への配慮が完全に欠落している。だから、(5)の確認要求文はこの状況にはそぐわない結果となる。一方、(5a)の場合は、(5)のように聞き手への配慮を欠くわけではない。(5a)は[うちの人が大丈夫であること]の正しさをただ信じたい妻が、医師にその確認を求めるものである。決して理性的な発話とは言えず、その点、第二節で述べたとおり、教養がなさそうな印象も否めないけれど、文としての適格性に問題を生じさせるわけではないのだった。

5. 非下降イントネーション

第二節に挙げた論点のうち、最後の③は、吧の確認要求文におけるイントネーションの問題であった。即ち、多くの例が下降イントネーションで発話される中、次に再掲する(6)のイントネーションは非下降だったのである。

(6) 果然下雨了吧。

この類例を追加しておこう。

(16) 你看，真的是蛇吧。

(言語主体と聞き手は、遠くに見える物が蛇か紐かについて、意見が一致していなかったが、近寄って見たら、言語主体の考えどおり、蛇であることがわかったという状況)

(17) 我家的小孩考試前還一直在玩遊戲。很誇張吧。

(言語主体が、自分の子どもが試験前なのに勉強しない旨、聞き手に対して愚痴を述べるという状況)

(18) 你看，很可愛吧。

（言語主体が、買ったばかりの時計を聞き手に見せながら、それが可愛いものであることについて、同意を求めるという状況）

いま示した諸例は二つのタイプに分類可能かと思われる。まず(6)と(16)の場合は、以前、言語主体と聞き手との間に、「雨が降るかどうか」「あれは蛇か紐か」をめぐって意見の不一致があった。しかし、結局は言語主体の主張が妥当であったことが明らかになった段階で、その発話がなされている。これを【対立型】と呼ぼう。一方、(17)と(18)は、言語主体が聞き手に対して、「我が子の様子」や「自分が買った時計」などを提示しつつ、それに纏わる「ありえない」「可愛い」といった自身の判断への共感を求めている。それらは、この発話によって初めて聞き手にもたらされた内容であるから、(17)(18)の如き例は【新情報型】と称される。

そして、このような二分を受けることを通して、逆にこれらの統一的な性格が見えてくるだろう。つまり、非下降イントネーションで発話されるこれらの例は、聞き手に言語主体と同様の認識を成立させるよう求めるものなのである。【対立型】の場合は、聞き手が言語主体と異なる認識を有していたために、その更新が求められることになる。対する【新情報型】では、それまで聞き手にはその命題に関する認識が空白であり、それが言語主体からインプットされたわけである。

このように考えてみると、(6)及び(16)から(18)のイントネーションが下降にはならないことの所以も明らかとなる。いま述べたとおり、【対立型】の文が発話される段階において、聞き手はその命題と一致しない判断をしている。一方、【新情報型】の場合は、それに関する聞き手の判断は存在していない。したがって、これらの文の言語主体は、その確認要求文に言語化されている命題が[言語主体>聞き手]という性格を持つものと判断している。この[言語主体>聞き手]という環境が、吧の確認要求文にとって不適當であることは再三

述べた。しかし、それは、確認要求文を下降イントネーションで発話する限りの話である。もし下降以外のイントネーションが選ばれるならば、確認要求文と推量文との間には外形的な差異が生まれる。ゆえに、推量文との棲み分けのために[言語主体<聞き手]という環境を整える必要もなくなる。先掲(6)及び(16)から(18)が非下降イントネーションとなるのは、その意味内容が[言語主体<聞き手]という環境を拒むことの結果であっただろう。つまり、意味内容上[言語主体<聞き手]とはなりえないがゆえに、外形の方で、下降以外のイントネーションを選択することとなったのである。

本稿は第一節において、「当面」という言葉を添えつつ、確認要求文に三つのカテゴリーを用意した。しかし、ここまで確認してきたとおり、非下降イントネーションで発話される(6)及び(16)から(18)は、聞き手に対して、新たに言語主体と同じ認識を成立させるよう求める文であって、その三つのどれとも趣を異にしているようにも思われる。こうした特性をふまえると、(6)及び(16)から(18)は、確認要求文の中に、たとえば【認識成立の要求】とでも呼ぶべき新規のカテゴリーを形成しうるのではないか。その措置が妥当なものとなるためには、これらの文の意味するところを、より詳細に記述しなければならない。たとえば、これら非下降の例には、男性よりも女性が、高齢者よりも若年層が使用しやすいという傾向が窺える。この現象の意味するところ、及び、その所以については別稿を用意したいと思う。

6. おわりに

ここまで本稿は、台湾における吧と日本語ダロウの確認要求文について考察を進めてきた。まず、両者の大きな差異として挙げられるのは、推量文との共存の在り方である。ダロウの場合は、イントネーションという外形によって、推量文と確認要求文とが截然と区別されている。それに対して吧は、多くの確認要求文が推量文と同じ下降イントネーションで発話され、外形的な区別を有していない。

第二節末尾に記した論点①は、かかる吧の性格に由来するものであった。

吧の確認要求文には、ダロウ同様、【B. 認識共有の確認】及び【C. 認識欠如の是正】という類型が存在する。しかし、吧が B 乃至 C の確認要求文を作るには、基本的に、聞き手が主体となる（即ち、二人称主語の）文として言語化する、もしくは、命題を聞き手の知識上に存する事柄として言語化する必要があった。これは、外形的には全同である推量文との区別をなすために生じた現象である。言語主体よりも聞き手のほうが命題への関わりが深いと把握されるとき、普通、それに纏わる推量文の言語化は抑制される。よって、確認要求文の命題が[言語主体<聞き手]という環境に置かれているのであれば、それが推量文の生起しない環境であるがゆえに、両者の棲み分けが果たされるのだった。【A. 命題確認】の場合は、言語主体が命題を真と決しきれず、聞き手に確認を求めるというその意味内容上、当然、命題の性格は[言語主体<聞き手]である。一方、B 及び C は、意味内容上、命題が[言語主体<聞き手]というわけではない。そのため、[言語主体<聞き手]の体制を、二人称主語文化等によって整える必要が生じるのである。そして、このことを裏付けるのがダロウの振る舞いであろう。即ち、そもそもダロウには、推量文と確認要求文との間にイントネーションという外形的な差異が存する。したがって、ダロウの確認要求文は[言語主体<聞き手]という環境をその要件とはしていない。ゆえに、吧とは異なり、ダロウが B、C を言語化するに際しては、命題を二人称主語文化する等の制約を受けないのである。

このことと密接な関わりを有するのが、論点③であった。吧の確認要求文には、非下降イントネーションで発話され、あらかじめ推量文との間に外形的な区別を持つ例が存在する。そのような例は、本稿の観察するところ、聞き手に対して、新たに言語主体と同じ認識を成立させるよう求めるものであった。つまり、それらの命題は、意味内容上、[言語主体>聞き手]という性格を有する。しかし、こ

これらの確認要求文は、推量文とは異なるイントネーションで発話されるがゆえに、[言語主体<聞き手]という環境になくとも適格となるのであった。このように、言語主体によって命題が[言語主体>聞き手]と把握されている確認要求文は、ダロウにおいても存在する。(6)及び(16)から(18)に対応するダロウの確認要求文は、むろんそれに当たる。

(6a) やっぱり雨が降ったでしょう。

(16a) ほら、本当に蛇だっただろう。

(17a) うちの子は試験前にゲームばかりしているんです。ありえないでしょう。

(18a) 見て、可愛いでしょう。

けれども、確認要求文が推量文と外形的に区別されているダロウにおいては、[言語主体>聞き手]となるタイプが、確認要求文全体の中で特に異なるイントネーションで発話されるという現象も生じさせないのであった。

最後に、残された論点②について。自身が事故を起こした相手を気遣い、「你沒事吧」と言うことはできても、「大丈夫でしょう」の場合は不適格である。本稿の考えるダロウは、推量であれ確認要求であれ、その文に示された言語主体の判断が正しいものである旨、表明する機能を持っている。だから「大丈夫でしょう」では、相手を気遣ったことにはならず、この状況では不適格となる。一方の吧は、その文に示された言語主体の判断が正しいものである旨、表明する機能を持つわけではない。また、「你在沒事である」という命題は、当然[言語主体<聞き手]という環境にあるから、吧の確認要求文が言語化される要件は整えられている。ゆえに、「你沒事吧」は、適格性に問題を生じさせることがないのであった。ただし、ここで注意されるのは、吧の、確認要求文に限らぬ全体的な性格とはどのようなものであるかという点だろう。本稿の範囲では、それについて何かを述べる用意がないが、吧全体という点で言えば、吧には、本稿で取り上げた例以外にも、非下降イントネーションで発話され

るものが見出される¹¹。そうしたイントネーションの問題をも視野に入れながら、吧という語の性格を包括的に考えていくことが、本稿に引き続く課題となるだろう。

参考文献

- 呉紅哲(2002)「『ダロウ』と『吧(ba)』の確認要求用法の比較」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』13
- 黄琬婷(2011)「文末助詞 “吧” の機能についての統一的説明」『慶應義塾外国語研究』8
- 張恵芳(2008)「『推量確認要求』用法の日中対照研究—情報伝達・語用論的な観点から—」『言語学論叢』オンライン版創刊号
- 井上優(2016)「日本語と中国語の真偽疑問文と確認文の意味」『日本語研究のフロンティア』
- 瓜生佳代(2003)「デショウカ疑問文の用法について」『Polyglossia』7
- 大鹿薫久(1993)「『だろウ』を述語にもつ文についての覚書き」『日本文藝研究』45-3
- 大鹿薫久(1999)「叙法小考」『日本文藝研究』50-4
- 奥田靖雄(1984)「おしはかり (一)」『日本語学』12月
- 奥田靖雄(1985)「おしはかり (二)」『日本語学』2月
- 神尾昭雄(1990)『情報のなわ張り理論』、東京：大修館
- 金水敏(1991)「伝達の発話行為と日本語の文末形式」『神戸大学文学部紀要』18
- 栗田岳(2019)『古代日本語と現実の諸様態』、大阪：清文堂出版
- 蓮沼昭子(1995)「対話における確認行為—『だろウ』『じゃないか』『よね』の確認用法—」
- 仁田義雄編『複文の研究 (下)』、東京：くろしお出版
- 三宅知宏(2010)「『推量』と『確認要求』—“ダロウ”をめぐって—」

¹¹ その一例として、日本語「一緒に行こう」に対応する勧誘の文「一起走吧」がある。また、本稿で取り上げたタイプの他にも、吧の確認要求文に非下降イントネーションの例が存するか否かは、今後、さらなる検討を進めていきたい。

- 『鶴見大学紀要第1部 日本語・日本文学編』47
- 宮崎和人(1993)「『～ダロウ』の談話機能について」『国語学』175
- 宮崎和人(1996)「確認要求表現と談話構造—『～ダロウ』と『～ジャナイカ』の比較」『岡山大学文学部紀要』25
- 宮崎和人(2004)「確認要求形式の類型と互換性」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』18

